女性に対する暴力をなくそう

教室

講座

お知らせ

募集します

11 月 1 日から施行します 問合先 環境保全課 (環境センター内) **€** 0587(36)3710 □ 1007124

市内に生息するホタルの保護を通して、自然環境 の保全に寄与し、多様な生態系を維持することを目 的としています。市民全体で豊かな自然環境を広げ ていきましょう。

方に気付いたときは、受けたと思われる障害 の障害者を 方の 虐待を受けたときや、 尊厳を脅かす 虐待 待 たときは、速やかれる障害のある iğ,

障害者虐待の防

止

8

最終目的地

الوص

TAXI

稲沢おでかけタクシーは 立ち寄り利用ができるようになります!

32

問合先 市役所地域協働課 **€** 0587(32)1146 **□** 1006099

稲沢おでかけタクシーとは

市内在住でコミュニティバス停留所やコミュニティバス接続便乗り場までの移動が困難な方を対象とし、 「自宅」から「市内の目的地」間のタクシー送迎を通常の2分の1の料金で行う事業です。 4月から1年間、市内全域で実証実験を行っています。

対象者

- ① 75 歳以上の方
- ② 身体障害者手帳1~3級の方、療育手帳A・B判定の方、 戦傷病者・特別項症~第5項症の方、精神障害者保健 福祉手帳1・2級の方

利用には、市役所地域協働課・ 支所・市民センターでの利用 登録が必要です!

立ち寄り

السنم 🛘 🗎

友人宅

E atmo

③ 妊婦または出産後6カ月未満の方

11月1日(日)から、稲沢おでかけタクシーは「一時的な立ち寄り利用」ができるようになります。

- ・病院から自宅に帰るとき、薬局に立ち寄りたい
- ・友人宅へ友人を迎えに行き、相乗りで目的地へ行きたい ※立ち寄り利用で相乗りできるのは、稲沢おでかけタク シー利用登録者に限る

立ち寄りのルール

- ・立ち寄りできる場所は「1カ所(市内に限る)のみ」です
- ・乗車時に乗務員へ立ち寄り先を伝えてください
- ・立ち寄りの時間は「10分」を目安としてください
- ・自宅から出発し、自宅を最終目的地にすることはできません

料金について

立ち寄り中はタクシーを待機状態とするため、追加で待機料金(1分35秒ごとに90円)がかかります。 10 分間で 630 円程度の待機料金が加算されます。

稲沢おでかけタクシーの利用に関するお願い

① 稲沢おでかけタクシーを利用する際は、必ずタクシー会社への電話予約が必要です

▶予約受付時間 午前 10 時~午後 7 時

※予約受付時間外の連絡は控えてください。午前10時以降は当日の配車依頼もできます

② 電話予約の際に、必ず「稲沢おでかけタクシーを利用すること」と「利用登録番号」を伝えてください ※確認できない場合、通常のタクシー利用となるため注意してください

女性に対する暴力などの相談窓口

│ 相談窓□		とき	電話番号
県女性 相談セ		月~金曜日…午前9時~午後9時 土・日曜日…午前9時~午後4時	052(962)2527
		月曜日…午後2時~3時30分	052(962)2528
	尾張駐在室	月~金曜日…午前9時~午後5時	052(961)7211
1	ハートフルライン (犯罪被害者のこ ころの悩み相談)	月~金曜日…午前9時~午後5時	052(954)8897
	性犯罪被害 110番		0120(67)7830
	ストーカー 110番		052(961)0888
	ふれあいコール (列車内の痴漢被 害相談)	24 時間 365 日(※)	052(561)0184
		月~金曜日…午前8時30分~午	0570(070)810
	相談ター 県本 名古屋	女性悩みごと電話 県女性 相談 相談セ 弁護士によるDV 専門電話相談 尾張駐在室 ハートフルライン (犯罪被害者のこ ころの悩み相談) 県警察 性犯罪被害110番 ストーカー110番 ふれあいコール (列車内の痴漢被害相談)	女性悩みごと電話 月〜金曜日…午前9時〜午後9時 根談

ど、女は クシュ カ D V、 、決して許されるものでは著しく侵害するものであ、女性に対する暴力は人権シュアルハラスメントな為、売買春、人身取引、セ

性犯罪 スト . 0 6 6

は1人で悩まず、ありません。被問 相談窓口は28~を参照 とが大切です。 左表 遭

年始は休る 相談窓口は 祝日 相談するこ % 役 ※) 所 ▲女性に対する暴力 年(※) 前末 以の 根絶のためのシン

8 7 32

みんなでなくそう! 児童虐待

問合先 市役所子育て支援課 ぐ 0587(86)1327

ボルマーク

1007159

子どもたちが健やかに育つため、虐待は絶対にあってはならないことです。虐待は、子どもの心身の成長や 人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、次の世代にも虐待を起こす恐れがあります。

虐待の例

身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
暴力(殴る、蹴る、	心を傷つけること	衣食住の世話をし	性的ないたずら、性
首を絞めるなど)、	を言う、無視・拒否・	ない、家に閉じ込め	的関係の強要、性器
戸外に閉め出す、	脅し、子どもの前	る、治療を受けさせ	や性交を見せるなど
意図的に病気にさ	での配偶者に対す	ない、車中に長時間	
せるなど	る暴力、暴言など	放置するなど	

「虐待かな?」と思ったら、迷わず通告を

異常な怒鳴り声や激しい泣き声が聞こえてくる、不自然な傷やあざがある、夜遅くに子どもが一人で外にい る、体や衣服がいつも極端に汚れているなど、確信はなくても虐待の疑いがあった場合、皆さんには通告する 義務があります。通告とは「念のため調査してください」と連絡することです。匿名でも受け付けられ、通告 した方が責任を問われることはありません。

児童虐待通告先

児童相談所全国共通ダイヤル 🦿 189

▲児童虐待防止のシンボル マーク「オレンジリボン

子育てに悩んでいる方は早めに相談を

育児不安やストレスが積み重なると、はけ口が子どもに向けられて しまうことがあります。不安のある方は、早めに相談してください。

子育て相談窓口

子育て支援総合相談センター(中央子育て支援センター内) 🦿 0587(34)4159



13 広報いなざわ 令和2年(2020年)11月号